

議第4号

上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

令和5年(2023年)3月27日提出  
長野県都市計画審議会長

---

4都第436号  
令和5年(2023年)3月13日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

# **上伊那圏域**

**伊那都市計画（伊那市・南箕輪村）**

**駒ヶ根都市計画（駒ヶ根市・宮田村）**

**辰野都市計画（辰野町）**

**箕輪都市計画（箕輪町）**

**飯島都市計画（飯島町・中川村）**

**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更**

---

**(案)**

**長野県**

# 計画書目次

	頁
はじめに .....	1
1. 都市計画の目標 .....	1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次 .....	1
① 都市計画区域の範囲 .....	1
② 目標年次 .....	1
(2) 都市づくりの基本理念 .....	1
(3) 都市づくりの目標 .....	2
① 豊かな自然と都市の利便性が共存するコンパクトなまちづくり .....	2
② 伊那谷の雄大な自然環境と美しい田園風景等の保全と集落のコミュニティの維持 .....	2
③ 災害に強いしなやかな圈域の形成 .....	3
④ リニア中央新幹線との連携と生活・産業・観光を支える交通体系の強化 .....	3
(4) 圈域構造と地域毎の市街地像 .....	4
① 拠点 .....	4
② 軸 .....	4
③ 土地利用構成 .....	5
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 .....	7
(1) 区域区分の決定の有無 .....	7
① 県下同一基準による定量的な評価 .....	7
② 地域特性を考慮した区域区分の検討 .....	8
③ 区域区分の決定の有無の判断 .....	9
(2) 区域区分の方針 .....	10
おおむねの人口 .....	10
3. 主要な都市計画の決定の方針 .....	11
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	11
① 主要用途の配置の方針 .....	11
② 市街地の土地利用の方針 .....	14
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	18
① 交通施設の都市計画の決定の方針 .....	18
② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針 .....	20
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....	23
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	24
① 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	24
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	24
① 基本方針 .....	24
② 主要な緑地の配置の方針 .....	26
③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針 .....	27
④ 主要な緑地の確保目標 .....	27

# **上伊那圏域(伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

## **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。**

### **はじめに**

長野県都市計画ビジョン（平成31年3月改定）では、広域的な連携を図るため生活圏（10圏域）の計画性を重視し、同一圏域内で都市間相互の連携強化と調整を図り、整合性のとれた都市づくりを目指すこととしている。

上伊那圏域においては、複数の都市計画区域（5区域・8市町村）を有するが、広域的観点から隣接・近接する都市計画区域の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整が図られるよう、圏域単位とする都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に変更する。

## **1. 都市計画の目標**

上伊那圏域は、中央アルプスと南アルプスに囲まれ、その中央を北から南に貫流する天竜川沿いに平地が広がる豊かな自然環境に恵まれ、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村の8市町村から都市計画区域を構成されている。

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、伊那都市計画区域、駒ヶ根都市計画区域、辰野都市計画区域、箕輪都市計画区域、飯島都市計画区域を中心に構成される上伊那圏域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

なお、市街化の進展や生活圏として一体性の観点から、必要性に応じて、他法令との連携を図りつつ、都市計画区域の指定要件を勘案して、都市計画区域の指定などを検討する。

### **(1) 都市計画区域の範囲と目標年次**

#### **① 都市計画区域の範囲**

都市計画区域の名称	対象範囲
伊那都市計画区域	伊那市の一部、南箕輪村の一部
駒ヶ根都市計画区域	駒ヶ根市の一部、宮田村の一部
辰野都市計画区域	辰野町の一部
箕輪都市計画区域	箕輪町の一部
飯島都市計画区域	飯島町の一部、中川村の一部

#### **② 目標年次**

都市計画の基本的な方向 : 令和22年

都市施設などの整備目標 : 令和12年（中間年 令和7年）

### **(2) 都市づくりの基本理念**

#### **伊那谷らしさを未来へ**

**～自然・生活・産業が調和した広域連携による快適生活圏づくり～**

基本理念にある「伊那谷らしさ」とは、他圏域に見ることができない2つのアルプスと広大な農地がもたらす風景、それに彩りを添える市街地・集落等の自然的・景観的な意味合いはもとより、食生活から地場産業、さらには季節の移ろいからお祭りなどに至るまで、各市町村それぞれの伝統や歴史、気候、風土に培われた上伊那ならではの暮らししぶり全般を指している。

基本理念は、恵まれた自然環境を活かしたうるおいと安らぎに満ちた環境共生、ふれあいともてなしの心が伝わる生活の快適性、魅力と活力があふれる産業の持続的発展、さらに、圏域においては役割分担と機能連携で築きあげる広域連携とし、これら4つを柱として、様々なニーズ、リスク等の変化に対応できる柔軟性を有する都市づくりを進めることにより、歴史と風土に培われたかけがえのない郷土である伊那谷の、いつまでもより美しく、暮らしやすい環境と、未来の子どもたちに受け継いでいこうとするものである。

### (3) 都市づくりの目標

#### ① 豊かな自然と都市の利便性が共存するコンパクトなまちづくり

本圏域は、中央自動車道、JR飯田線、一般国道153号が南北方向に整備されており、更に今後は隣接する飯伊圏域でリニア中央新幹線や三遠南信自動車道、リニア関連道路である一般国道153号伊那バイパスや伊駒アルプスロードの整備により、首都圏及び東海地方とのアクセス性の飛躍的な向上が期待されている。市街地はJR飯田線と一般国道153号の沿線を中心に形成されている。その中で、特に伊那市駅・伊那北駅周辺をはじめとして、駒ヶ根駅・小町屋駅周辺、伊那松島駅周辺に都市機能が集積しており、それらがJR飯田線と一般国道153号の軸上に位置する多極構造となっている。

こうした圏域構造を基本として、伊那谷の雄大で美しい自然環境・景観を大切にしながら、リニア中央新幹線長野県駅の開業を活かした移住・定住、UIJターン、二地域居住等の促進に繋げ、圏域内の自律した都市活動を持続するため、圏域内の各市町村が連携しながら、拠点となる都市機能の集積を充実するとともに、拠点間、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路のネットワークを強化する。また、拠点周辺では、超高齢化社会にも対応した「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、まちなか居住を促進し、脱炭素の環境に配慮したコンパクトな市街地を形成する。伊那谷の河岸段丘の平坦部は開発しやすい地形であることを踏まえて、既存ストックや低未利用地の有効活用をしながら、無秩序な市街地の拡大を制限する。

特に、伊那都市計画区域の伊那市駅・伊那北駅周辺では、多様な都市機能が集積した、県外との交流を見据えた魅力的な拠点を形成する。

#### ② 伊那谷の雄大な自然環境と美しい田園風景等の保全と集落のコミュニティの維持

本圏域を取り巻く豊かな森林や河川等の自然環境を保全する。

本圏域では全国トップレベルの品質と単位収量を誇る稻作を中心に多様な作物が生産されており、安全・安心でブランド力の高い農畜産物の生産拡大、集落営農組織の更なる強化に向けて、市街地の周辺から山裾にかけて広がる優良農地を保全するとともに、田園地帯における集落地は、安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図る。

南アルプス、中央アルプスを展望できる雄大な山岳景観や、それぞれの地域で培われた歴史、文化に配慮した市街地や集落の景観の保全、育成を図るとともに、市町村の連携のもと複数の行政区域にわたる広域的な景観の育成を図る。

### ③ 災害に強いしなやかな圏域の形成

本圏域では、広く分布する斜面地における土砂災害や、天竜川等の沿川地域における洪水等の災害の恐れがあり、既成市街地やまとまった集落では、居住の集約を図る場として、インフラの整備の他、災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。また、災害が起きたときの対応や、被害が発生した後の復旧・復興等の回復力を高めて、災害に強くしなやかな圏域を形成する。

市街地のエリアを新たに拡大する際には、土砂災害や水害の危険性に十分に配慮した区域を選定する。災害危険性の高いエリアの新規立地を抑制するとともに、既存の建物は災害のリスクに応じて、より安全なエリアに誘導できる仕組みをつくる。防災、減災機能など多様な効果が期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討していく。

### ④ リニア中央新幹線との連携と生活・産業・観光を支える交通体系の強化

リニア中央新幹線の開業に向けて、アクセスの基盤となる一般国道153号の整備を進めるとともに、JR飯田線とリニア中央新幹線長野県駅との効果的な連携を図る。また、その他の圏域内外の広域交通を担う道路ネットワークに関しては、三遠南信自動車道の整備や既存の道路はその機能の維持、改善を図るとともに、災害時の物資等輸送、観光周遊、交通結節点へのアクセス性の改善等の観点から必要な路線については、着実な整備に向けた取り組みを進めていく。

圏域内の生活、観光、産業等の利便性の向上、交流の促進に寄与する、圏域内の拠点間を繋ぐ道路ネットワークの維持、強化を目指す。

交通渋滞の緩和や環境負荷低減のため、既存の鉄道及びバスの利用性を高めるとともに、コミュニティバスの導入や観光の2次交通を支えるハブ機能の強化により、自家用車利用からの転換を促進する。

圏域の拠点周辺では、駅や交流拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりを念頭に、歩道や自転車道の整備を進め、利便性や回遊性の向上を図る。

伊那谷の豊かな資源を最大限に活かした交流圏域づくりを進めるため、諏訪地域及び木曽・飛騨地域との連携による広域的な観光流動の創出に向けて、一般国道152号、一般国道361号等の交通基盤整備、広域交通ネットワークの構築、自動運転システムなどの新技術の活用を進める。

#### (4) 圈域構造と地域毎の市街地像

本圏域は、次の拠点、軸、土地利用構成に分けた将来の姿の形成に向けたまちづくりを進める。

##### ① 拠点

###### a. 圈域拠点

南信地域の伊那谷の中心地域の1つであり、県内外と本圏域を結ぶ広域交通であるJR飯田線、中央自動車道の交通結節機能を有する、圏域全体の活力を高める圏域の要であり、圏域全体の都市活動を支える主要な行政、商業、業務、交通等の多様な都市機能を維持・充実する圏域拠点として、次のエリアを位置づける。

**伊那市駅・伊那北駅周辺**

###### b. 都市拠点

本圏域の南北方向の主要な交通手段である、JR飯田線の駅周辺で、尚且つ一般国道153号の沿道に位置する、圏域拠点を補完し、圏域内の複数市町村の都市活動を支える商業、業務、交通等の都市機能を維持・充実する都市拠点として、次のエリアを位置づける。

**駒ヶ根駅・小町屋駅周辺、伊那松島駅周辺**

###### c. 地域拠点

圏域拠点、都市拠点ほどの都市機能の集積を有しないものの、鉄道駅や役所の周辺であり、都市拠点を補完し、主に市町村内の日常生活を支える生活サービス機能を維持・充実する地域拠点として、次のエリアを位置づける。

**辰野駅周辺、北殿駅・南箕輪村役場周辺、西箕輪支所周辺、高遠町総合支所周辺、沢渡駅周辺、宮田村役場・宮田駅周辺、飯島駅周辺、中川村役場周辺**

##### (参考)

###### ■ 拠点の選定

市町村に存在する駅又は役場の徒歩圏（半径800m）を単位として、全産業従業者数、年間小売販売額、医療機関（歯科等を除く）の集計から、圏域内の各指標平均値を算出し、上位となる箇所から、圏域拠点（最上位の市町村）、都市拠点、地域拠点の配置箇所を選定した。

なお、都市計画区域が指定されている市町村のうち、拠点が1つも設定されない市町村は、従前の都市計画区域マスタープランにおける最上位の拠点を地域拠点とした。

##### ② 軸

###### a. 広域交流軸

県外を含む圏域外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う広域交流軸として、以下の鉄道、高規格道路、一般広域道路を位置づける。

<b>鉄道</b>	: J R 飯田線、J R 中央本線
<b>高規格道路</b>	: 中央自動車道、伊那木曽連絡道路
<b>一般広域道路</b>	: 一般国道 153 号
(道路 : 長野県広域道路交通計画（令和 3 年 3 月）広域道路ネットワーク計画の路線)	

### b. 地域連携軸

広域交流軸を補完し、主に圏域内の各市町村を結ぶ交通を担う地域連携軸として、以下の道路を位置づける。

**その他主要な道路** : 一般国道 152 号、361 号

**主要地方道線伊那インター線**

(道路 : 長野県広域道路交通計画（令和 3 年 3 月）広域道路ネットワーク計画の路線)

## ③ 土地利用構成

### a. 商業業務系ゾーン

圏域や都市の中心となる商業・業務地、近隣に位置する商業・業務地、沿道の商業地、観光商業地等、商業・業務機能を維持、形成する区域を商業業務系ゾーンとし、伊那市駅及び伊那北駅周辺をはじめとした商業系用途地域を位置づける。

### b. 工業流通系ゾーン

物流を担う道路網の配置等を考慮したうえで、地場産業を含む工業機能又は流通機能の立地を維持、誘導を図る区域を工業流通系ゾーンとし、既存の工業団地や一般国道 153 号沿道に形成された工業地をはじめとした工業系用途地域を位置づける。

### c. 住宅系ゾーン

住宅地として利便性、快適性等の保全、形成を図る区域を住宅系ゾーンとし、商業業務系ゾーンの周辺、一般国道 153 号等の沿道をはじめとした住居系用途地域を位置づける。

### d. ふるさとの農用地

優良農地の保全や営農基盤の計画的な維持管理等により、持続可能な営農環境を維持するとともに、集落地の利便性、快適性等の維持、向上を図る区域をふるさとの農用地とし、市街地の周辺から山裾に広がる農業地域を位置づける。

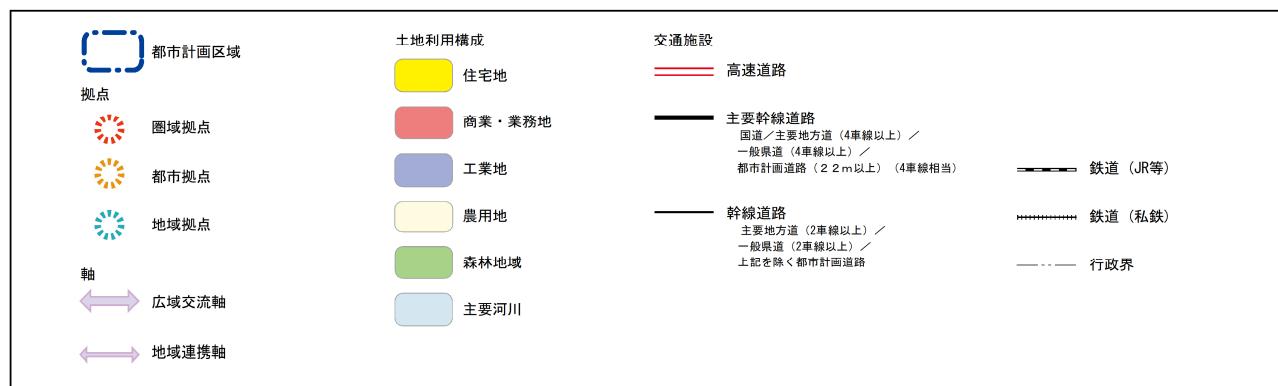
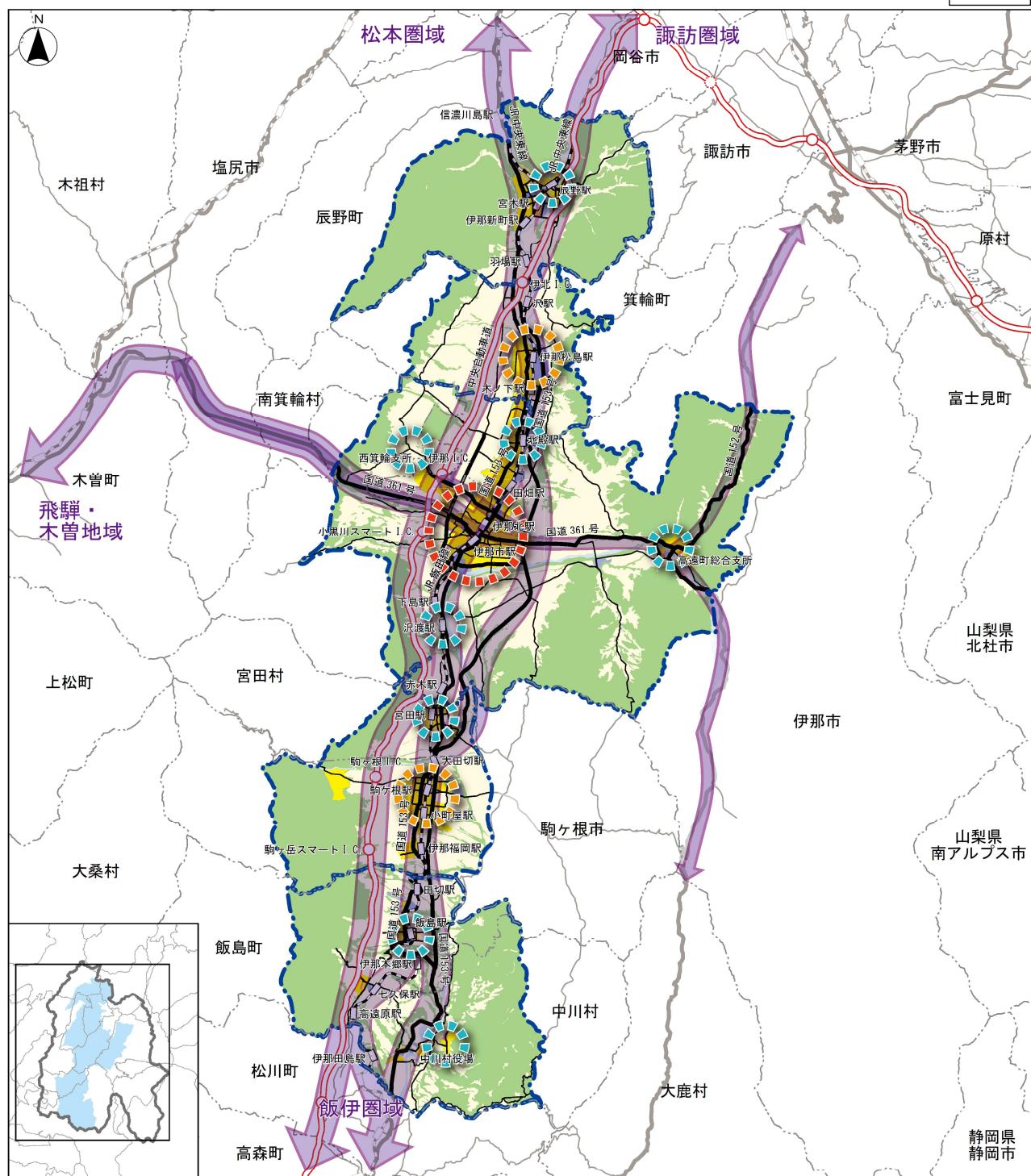
### e. 自然と共生するゾーン

圏域の骨格を形成する豊かな自然環境を有する山地、丘陵地等として保全を図るとともに、山間の集落地の利便性、快適性の維持、向上を図る区域を、自然と共生するゾーンとし、伊那谷を囲む森林地域を位置づける。

都市計画区域マスター・プラン圏域構造図

上伊那圏域（伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村）

附図



## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

都市計画区域	区域区分の決定の有無
伊那	区域区分を定めない
駒ヶ根	今後、他の法令との適切な連携のもとで、各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、当面、区域区分を定めない。
辰野	
箕輪	
飯島	

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

#### ① 県下同一基準による定量的な評価

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、各都市計画区域における区域区分の必要性を評価した。その概要は以下のとおりである。

#### 【伊那都市計画区域】

- ・伊那都市計画区域は、行政区域人口が減少しており、市街地が拡大していく可能性は低い。
- ・用途地域外の人口増加率が用途地域内を上回り、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が高い。
- ・第2次・第3次産業の従業員数の伸び率も県平均値を上回っており、市街地が拡大していく可能性は高い。
- ・用途地域内の道路面積率や都市的土地区画整備率が県平均値よりも低く、計画的な市街地整備の必要性は高い。

以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性がやや高いと判断した。

#### 【駒ヶ根都市計画区域】

- ・駒ヶ根都市計画区域は、行政区域人口が減少しており、市街地が拡大していく可能性は低い。
- ・第2次・第3次産業の従業員数の伸び率は県平均値を上回っているが、都市的土地区画整備率が県平均値よりも高く、計画的な市街地整備の必要性は低い。

以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

#### 【辰野都市計画区域】

- ・辰野都市計画区域は、行政区域人口が減少しており、市街地が拡大していく可能性が低い。
- ・用途地域内の人団体增加率が用途地域外を上回っており、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が低い。

以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

#### 【箕輪都市計画区域】

- ・箕輪都市計画区域は、行政区域人口が減少しており、市街地が拡大していく可能性は低い。
- ・用途地域外の人口増加率が用途地域内を上回り、また用途地域外の農地転用率も県平均以上であり、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が高い。

- ・用途地域内の道路面積率や都市的土地区画整備の必要性も高い。  
以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性がやや高いと判断した。

#### **【飯島都市計画区域】**

- ・飯島都市計画区域は、行政区域人口が減少しており、市街地が拡大していく可能性が低い。
  - ・用途地域内の人団増加率が用途地域外を上回っており、市街地外への宅地の拡散抑制の必要性が低い。
- 以上のことから、定量的な評価による区域区分の必要性は低いと判断した。

#### **② 地域特性を考慮した区域区分の検討**

#### **【伊那都市計画区域】**

- ・用途地域外におけるまとまりのある優良農地や森林等は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域、森林法に基づき地域森林計画対象森林、保安林等が定められている。
- ・用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、伊那市が制定した「伊那市開発行為の調整に関する条例」「伊那市環境保全条例」「伊那市景観条例」、南箕輪村が制定した「南箕輪村環境の保全に関する条例」「南箕輪村景観条例」等により環境の保全等が図られている。
- ・都市計画制度による土地利用の規制、誘導を進め、用途地域を主な対象地として位置づけ、周囲の田園との土地利用の区分を明確にしながら、計画的な土地利用を推進している。
- ・今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。
- ・なお、伊那都市計画区域と隣接する駒ヶ根都市計画区域、箕輪都市計画区域は密接に結びついで都市活動が行われており、区域区分が設定される場合、隣接・近接する都市計画区域への影響として市街化圧力の転換が生じ、双方の都市の健全なる発展に支障を生じる可能性がある。

#### **【駒ヶ根都市計画区域】**

- ・用途地域外におけるまとまりのある優良農地や森林等は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域、森林法に基づき地域森林計画対象森林、保安林等が定められている。
- ・用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、駒ヶ根市が制定した「駒ヶ根市景観条例」「駒ヶ根市環境保全条例」、宮田村が制定した「宮田村環境保全条例」「宮田村景観条例」等により環境の保全等が図られている。
- ・都市計画制度による土地利用の規制、誘導を進め、用途地域を主な対象地として位置づけ、周囲の田園との土地利用の区分を明確にしながら、計画的な土地利用を推進している。
- ・今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

#### **【辰野都市計画区域】**

- ・用途地域外におけるまとまりのある優良農地や森林等は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域、森林法に基づき地域森林計画対象森林、保安林等が定められている。
- ・用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、辰野町が制定した「辰野町環境基本条例」「辰野町景観条例」等により環境の保全等が図られている。
- ・都市計画制度による土地利用の規制、誘導を進め、用途地域を主な対象地として位置づけ、周囲の田園との土地利用の区分を明確にしながら、計画的な土地利用を推進している。
- ・今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激か

つ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

#### 【箕輪都市計画区域】

- ・用途地域外におけるまとまりのある優良農地や森林等は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域、森林法に基づき地域森林計画対象森林、保安林等が定められている。
- ・用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、箕輪町が制定した「箕輪町環境保全条例」「箕輪町景観条例」等により環境の保全等が図られている。
- ・都市計画制度による土地利用の規制、誘導を進め、用途地域を主な対象地として位置づけ、周囲の田園との土地利用の区分を明確にしながら、計画的な土地利用を推進している。
- ・今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。
- ・なお、箕輪都市計画区域と隣接する辰野都市計画区域、伊那都市計画区域は密接に結びついた都市活動が行われており、区域区分が設定される場合、隣接・近接する都市計画区域への影響として市街化圧力の転換が生じ、双方の都市の健全なる発展に支障を生じる可能性がある。

#### 【飯島都市計画区域】

- ・用途地域外におけるまとまりのある優良農地や森林等は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域、森林法に基づき地域森林計画対象森林、保安林等が定められている。
- ・用途地域外の土地利用、自然環境、景観については、中川村における「長野県景観条例」、飯島町が制定した「飯島町自然環境保全条例」「飯島町景観条例」等により環境の保全等が図られている。
- ・都市計画制度による土地利用の規制、誘導を進め、用途地域を主な対象地として位置づけ、周囲の田園との土地利用の区分を明確にしながら、計画的な土地利用を推進している。
- ・今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

### ③ 区域区分の決定の有無の判断

#### 【伊那都市計画区域】

①では区域区分の必要性がやや高いと判断されるが、②に示す地域特性を踏まえると、今後急激な市街化は考えにくいことから、区域区分は行わないこととする。

#### 【駒ヶ根都市計画区域】

①で区域区分の必要性が低いと判断され、②の地域特性を踏まえると、今後急激な市街化は考えにくいことから、区域区分は行わないこととする。

#### 【辰野都市計画区域】

①で区域区分の必要性が低いと判断され、②の地域特性を踏まえると、今後急激な市街化は考えにくいことから、区域区分は行わないこととする。

#### 【箕輪都市計画区域】

①では区域区分の必要性がやや高いと判断されるが、②に示す地域特性を踏まえると、今後急激な市街化は考えにくいことから、区域区分は行わないこととする。

## 【飯島都市計画区域】

①で区域区分の必要性が低いと判断され、②の地域特性を踏まえると、今後急激な市街化は考えにくいことから、区域区分は行わないこととする。

当面は区域区分制度以外の都市計画手法による土地利用規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備、充実を図るとともに、優良農地や農村環境の保全等の周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る。並行して、将来の人口や、都市活動の動向を見据えつつ、圏域単位又は適切な範囲において、広域での都市づくりの目標の実現に向けて都市計画制度の運用の方向性や、関連施策との連携について検討していく。

### (参考)

#### ■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」と言われている。

#### ■「区域区分」を「定める」か「定めない」かは、県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行等の、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

## (2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり、本圏域の都市計画区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本圏域の都市づくりの目標の実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

### おおむねの人口

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

都市計画区域	平成27年 (基準年)	令和7年 (中間年)	令和12年 (目標年)
伊那	80.5千人	おおむね 75.4千人	おおむね 72.3千人
駒ヶ根	37.2千人	おおむね 34.9千人	おおむね 33.5千人
辰野	16.8千人	おおむね 14.8千人	おおむね 13.6千人
箕輪	25.2千人	おおむね 23.0千人	おおむね 21.7千人
飯島	14.4千人	おおむね 12.8千人	おおむね 11.9千人
圏域計	174.2千人	おおむね 160.8千人	おおむね 153.1千人

(注) 平成27年(基準年)の都市計画区域内人口は「都市計画基礎調査」又は「国勢調査」による統計値。令和7年及び令和12年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による行政区域将来人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市計画の決定に当たっては市町村の土地利用計画等を尊重し、以下のとおり決定することとする。

##### ① 主要用途の配置の方針

###### a. 商業業務系ゾーン

商業業務系ゾーンは、圏域構造に位置づけた拠点及び軸を中心に以下のとおりに配置する。

圏域拠点に位置づけた、伊那市駅・伊那北駅周辺は、広域交通の結節点を活かして、圏域全体からの利用を見据えた商業業務機能の集積を図る。幹線道路沿道部に立地する大型商業施設との棲み分けを明らかなものとした魅力ある商店街の形成を図る。

都市拠点に位置づけた、駒ヶ根駅・小町屋駅周辺、伊那松島駅周辺は、近隣都市を含めた周辺地域における日常的な利便性を有する商業地として商業・業務系施設や文化施設等の集積を図る。駒ヶ根駅周辺は、道路、公園、建物、駐車場等の整備を一体的に推進するとともに、商業の活性化のためのソフト事業を併せて進め、活気ある商店街の再構築を図る。

地域拠点に位置づけた、辰野駅周辺には、主に都市内の日常的な利便性を有する商業地として、生活に必要な商業業務機能を維持、充実する。

##### 【伊那都市計画区域】

JR飯田線伊那市駅・伊那北駅周辺については、幹線道路沿道部に立地する大型商業施設との棲み分けを明らかなものとした魅力ある商店街の形成を図る。

一般国道153号沿道部（伊那市～南箕輪村）については、周辺環境との調和や風格ある沿道景観の形成に努めつつ、利便性の高い郊外型沿道施設の計画的な集積を図る。

一般国道361号の沿道では、周辺景観との調和に配慮し、地域特性を活かした地場産業施設等の土地利用を図る。

伊那市高遠町地域については、歴史・観光・リゾート地域にふさわしい個性豊かな商業地域の形成を図る。

##### 【駒ヶ根都市計画区域】

JR飯田線駒ヶ根駅周辺の商業地については、「市街地総合再生計画」を策定し、道路、公園、建物、駐車場等の整備を一体的に推進するとともに、商業の活性化のためのソフト事業を併せて進め、活気ある商店街の再構築を図る。

中央自動車道駒ヶ根ICへのアクセス道路である主要地方道駒ヶ根駒ヶ岳公園線や伊南バイパスの沿道部については、既存商業地域との差別化を図り、沿道サービス型業務等の商業集積を図る。

また、宮田駅周辺や一般県道宮田沢渡線沿道の近隣商業地域については、商業機能の向上とともに居住機能の充実を図ることにより、生活利便性の高い地域の形成を図る。

##### 【辰野都市計画区域】

JR中央本線辰野駅から辰野町役場にかけての地域は、必要に応じて用途地域の変更も検討し、居住機能も取り込みながら商業機能の強化・拡充を進める。また、この商業地に連携する下辰野・宮木・平出地区の商業地については、相互連携による一体性の向上に努め、回遊性のある商業地の形成を図る。

### **【箕輪都市計画区域】**

J R 飯田線伊那松島駅周辺の商業地については、本都市の中心地区として商業・業務系施設や文化施設等の都市機能施設の集積を図り、都市内交流拠点としての機能強化に努める。

J R 飯田線木ノ下駅周辺については、立地特性に応じた近隣商業施設の集積を図る。

一般国道 153 号バイパス沿いの沿道型商業施設の集積地については、多大な自動車交通量に配慮した広域幹線道路沿道部にあり、上伊那圏域における都市型産業の中心部にふさわしい風格ある沿道環境・景観の創出に努める。

### **【飯島都市計画区域】**

J R 飯田線飯島駅周辺の商業地については、本都市の中心地区として商業・業務系施設等の都市機能施設の立地を図り、都市内交流拠点としての機能充実に努める。

また、伊南バイパス沿道については、商業施設等の立地に対する的確な誘導や規制により、良好な沿道土地利用・景観の育成を図る。

#### **b. 工業流通系ゾーン**

工業流通系ゾーンは、主に一般国道 153 号沿道をはじめとした用途地域の縁辺部に配置する。

工業団地等の既存の工業集積地では、周辺環境との調和に努めるとともに、市街地や交通拠点施設等との連絡機能の強化等の生産基盤の拡充を図る。また、住工混在地域における土地利用の純化を図る。

新たな工業用地の需要に対しては、企業間の効率的な連携への寄与をめざし、周辺土地利用との調整を図りつつ、一般国道 153 号沿道や、中央自動車道の伊那 IC や小黒川スマート IC、伊北 IC 周辺の他、既存の工業地に流通・工業系施設の計画的な集積を図る。

### **【伊那都市計画区域】**

住工混在地域における土地利用の純化とともに、企業間の効率的な連携への寄与をめざし、天竜川沿いに流通・工業系施設の集積を図る。

また、中央自動車道の伊那 IC 周辺については、良好な広域交通利便性を活かし、周辺環境とともに居住環境と工業・流通業務などを対象とした産業環境の調和のとれた都市的施設の集積を図る。

### **【駒ヶ根都市計画区域】**

住工混在地域における土地利用の純化とともに、企業間の効率的な連携への寄与をめざし、工業団地内等への集積を図る。

工業団地などの既存の工業集積地については、あらゆる公害を防止しつつ、周辺環境との調和に努めると同時に、市街地や交通拠点施設等との道路機能の強化など、生産基盤の拡充を図る。

また、新たな工業用地の需要については、周辺土地利用との調整を図りつつ、計画的な土地利用転換により対応を図る。

### **【辰野都市計画区域】**

住工混在を解消し秩序ある市街地内土地利用を実現すべく、J R 飯田線宮木駅東側の天竜川沿いに流通・工業系施設の集積を図る。

中央自動車道伊北 IC に隣接する北沢工業団地は、道路や企業用地内の緑化などによる環境対策をさらに進めつつ、広域交通利便性を活かした生産活動拠点の拡充を図る。

新町工業団地については、今後も良好な環境を有する工業集積地の形成を図る。

#### 【箕輪都市計画区域】

工業団地などの既存の工業集積地については、周辺環境との調和に努めるとともに、市街地や交通拠点施設等との連絡機能の強化など、生産基盤の拡充を図る。

新たな工業用地の需要については、周辺土地利用との調整を図りつつ、既存の工業団地の拡大とともに、良好な広域交通利便性を有している中央自動車道伊北 IC 周辺や一般国道 153 号バイパス沿道部などについて計画的な土地利用転換を図る。

#### 【飯島都市計画区域】

工業団地などの既存の工業集積地については、周辺環境との調和に努めるとともに、市街地や交通拠点施設等との連絡機能の維持・保全を図る。また、新たな工業用地の需要については、周辺土地利用との調整を図りつつ、計画的な土地利用転換により対応を図る。

### c. 住宅系ゾーン

#### 【伊那都市計画区域】

一般国道 153 号に沿って形成されている住宅系市街地（伊那市～南箕輪村）のうち、田園地帯と接する外縁部については、周辺景観と調和した自然環境と共生する低層住宅地の形成を図る。

また、当該国道に直接的に面する住宅地については、中高層住宅を主体とした土地利用を図る。

伊那市高遠町地域については、周辺環境と調和した観光地等にふさわしい家並みを継承していくことをめざし、低層住宅地の形成を図る。

#### 【駒ヶ根都市計画区域】

既成の住宅市街地については、道路などの社会基盤施設の整備を進め、良好な居住環境が備わった自然環境と共生する住宅地の形成を図る。

今後見込まれる新たな住宅需要については、既成市街地等隣接地を中心に、周辺環境との調和のとれた計画的な土地利用転換により対応を図る。

また、田園地帯に点在する既存集落についても、農業関連施策等との調整を図りつつ、居住環境の改善・向上に努め、新たな住宅需要への対応を図る。

#### 【辰野都市計画区域】

既に宅地化が進んでいる一般国道 153 号西側及び当該地域北部については、自然環境と共生する低層住宅地の形成を図る。

一般国道 153 号や主要地方道下諏訪辰野線他、幹線道路沿道部については、周辺住宅地の居住環境に十分留意しながら、沿道型住宅地の形成を図る。

東部地域については、自然環境や田園風景等の保全に留意し、都市基盤施設の整備とともに秩序ある土地利用を推進し、良好な居住環境を有する農村型住宅地の形成を図る。

J R 飯田線羽場駅周辺や一般国道 153 号、一般県道与地辰野線をはじめとする幹線道路沿道の集落等については、周辺環境との調和に留意し、中央自動車道伊北 IC にも近接し、恵まれた交通特性を活かした生活利便性の高い居住環境の形成を図る。

社寺林や屋敷林などとともに、宿場町としての面影を色濃く残す歴史的・伝統的建造物等が連担する小野・川島地区の集落については、これら地域環境の保全を原則とし、地域特性にふさわしい街並み景観の向上に努めながら、良好な集落環境の形成を図る。

#### 【箕輪都市計画区域】

一般国道 153 号に沿って形成されている既成の住宅市街地については、生活道路や都市公園などの社会基盤施設の整備を進めつつ、良好な居住環境が備わった自然環境と共生する低層住宅地の形成を図る。

今後も増加が見込まれる新たな住宅需要については、既成市街地北端部から J R 飯田線沢駅周辺までの地域の計画的な市街化により対応を図る。

田園地帯に点在する既存集落についても、農業関連施策等との調整を図りつつ、居住環境の改善・向上に努め、新たな住宅需要への対応を図る。

#### 【飯島都市計画区域】

既成の住宅市街地については、生活道路や都市公園などの社会基盤施設の整備を進め、良好な居住環境が備わった自然環境と共生する低層住宅地の形成を図る。

また、田園地帯に点在する既存集落についても、農業関連施策等との調整を図りつつ、居住環境の改善・向上に努める。

### ② 市街地の土地利用の方針

#### a. 土地の高度利用に関する方針

各市町村の中心市街地では、きめ細かいまちづくりを計画的に推進するため、地区計画制度等の活用を図り、歩行者系移動環境の改善、空店舗等の交流施設又は共同駐車場等への転用等、既存資源を利用した取組を進める。さらに、生活利便性を活かし、高齢者や若年世帯向けの集合住宅等の立地誘導を図る。

土地区画整理事業や地区計画の導入等により、土地の高度利用化を促進する道路や都市公園等の都市基盤施設の整備を推進する。

#### b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住工の用途が混在する区域では、工場の操業による居住環境への影響とともに、職住近接のメリットにも十分留意したうえで、土地利用の整序・純化を図るため、特別用途地区や地区計画等、建築物用途の制限を検討する。

一方、社会情勢の変化に柔軟に対応するため土地利用の現況を検証し、必要に応じて職住近接などの適正な用途の複合化を検討する。

#### c. 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅需要の多様化やグリーンツーリズムへの対応等を踏まえて、集落の特性に応じた良好な居住・生活環境の維持・創出を行うため、開発許可制度の他、集落地区計画、特定用途制限地域等による土地利用制限の強化・見直しなど、都市計画制度の活用を検討する。

#### d. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

自然景観や寺社地、史跡等の緑地の積極的な保全を図り、住民の集う緑地空間の確保を図る。併せて、全域的な緑化推進の先駆けとして、公共施設や道路の緑化事業、都市内河川で

の緑化の推進を図る。

防災、景観、騒音防止、大気汚染防止等の観点から良好な環境を確保するため、適切な公共施設の配置・整備を図るとともに、街区公園・都市緑地の整備を推進し、バランスのとれた都市内オープンスペースの整備を図る。

良好な都市環境の創出及び維持・増進を図るため、景観法に基づく景観計画の活用や地区計画の適用、建築協定等の各種協定の活用を行う。

#### e. 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域は、営農条件の維持、向上を図るために、長野県農業振興地域整備基本方針に基づく取り組み及び農地法の適切な運用を通じて今後も保全を図る。

既存集落については、周辺の農業環境との調和・共存に配慮しながら、生活環境基盤整備を進め、居住環境の向上と集落コミュニティの維持を図る。

耕作放棄地については、耕作放棄地解消計画に基づき解消に向けた取組を推進するとともに、都市と農村の交流の場としての利用を図るなど、多様な活用方策を推進する。

#### f. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等の区域について、危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、指定された区域内においては、土地の形質変更等、土砂災害を誘発する行為を制限する。

市街地では河川の洪水等による水害に対する安全を確保するため、立地適正化計画の防災指針や開発許可制度などにより、新たな市街化を抑制するとともに、災害リスクの低いエリアへの居住誘導を検討する。

#### g. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

山岳地域の自然環境は、森林法や自然公園法等に基づいて保全する。

中央アルプス、宮田高原、萱野高原、高遠湖、美和湖、千代田湖、伊那谷と木曽谷を結ぶ権兵衛峠、横川渓谷等の既存の観光・レクリエーション資源等については、生物多様性の保全に留意しながら、人と自然、人と人が出会い、ふれあう緑の交流拠点あるいは環境学習等の場としての機能強化を図る。

里山地域は、森林法に基づく林地開発許可制度の運用等により無秩序な開発を抑制するとともに、市町村の条例制定等も視野に入れた環境及び景観の保全方策の検討を行う。

河川で構成する水と緑のネットワークの形成に向けて、農業等の地場産業との連携を図りつつ、自然環境の保全、体験及び学習やグリーンツーリズムの場としての活用、公共交通サービスの機能強化を図る。

### 【伊那都市計画区域】

#### ① 山岳地域

水と緑との調和による美しい景観をなす高遠湖、美和湖、千代田湖周辺や、伊那谷と木曽谷を結ぶ権兵衛峠などの既存の観光・レクリエーション資源等については、生物多様性の保

全に留意しながら、人と自然、人と人が出会い、ふれあう緑の交流拠点あるいは環境学習等の場としての機能強化を図る。

## ② 里山地域

羽広地区、大芝高原などの既存施設に天竜川、三峰川、大泉川などの河川空間や段丘崖緑地を取り込んだ水と緑のネットワークの形成や公共交通サービスの機能強化などをにらみつつ、その立地特性を活かした保健文化機能の強化や、農業その他の地場産業との機能連携などをめざす。

### 【駒ヶ根都市計画区域】

#### ① 山岳地域

雄大な景観をなす中央アルプスや宮田高原などの既存の観光・レクリエーション資源等については、生物多様性の保全に留意しながら、人と自然、人と人が出会い、ふれあう緑の交流拠点あるいは環境学習等の場としての機能強化を図る。

#### ② 里山地域

駒ヶ根高原などの既存施設や天竜川や太田切川などの河川空間を取り込んだ水と緑のネットワークの形成や公共交通サービスの機能強化をにらみつつ、その立地特性を活かした保健文化機能の強化や、農業その他の地場産業との機能連携をめざす。更にそれを踏まえて、森林体験や環境学習の場、グリーンツーリズムの場、生物多様性の保全・再生の場などとして、自然と人が共生する多目的・多機能型森林地帯の形成を図る。

### 【辰野都市計画区域】

#### ① 山岳地域

国指定天然記念物である枝垂栗の自生地や、しだれ栗森林公園などを含む塩嶺王城県立自然公園や風光明媚な横川渓谷などの既存の観光・レクリエーション資源等については、生物多様性の保全に留意しながら、人と自然、人と人が出会い、ふれあう緑の交流拠点あるいは環境学習等の場としての機能強化を図る。

#### ② 里山地域

ほたるの名所である松尾峡やかやぶきの館などの既存施設に、天竜川をはじめ飯沼川、横川川や小横川川などの河川空間を取り込んだ水と緑のネットワークの形成や公共交通サービスの機能強化などをにらみつつ、その立地特性を活かした保健文化機能の強化や、農業その他の地場産業との機能連携をめざす。

### 【箕輪都市計画区域】

#### ① 山岳地域

水と緑による美しい景観をなす沢川沿いから箕輪ダム・もみじ湖周辺にかけての地域や広く伊那谷を見渡せる萱野高原などの既存の観光・レクリエーション資源等については、生物多様性の保全に留意しながら、人と自然、人と人が出会い、ふれあう緑の交流拠点あるいは、環境学習等の場としての機能強化や多面的活用を図る。

#### ② 里山地域

ながた自然公園やみのわ温泉、赤そばの里などの既存施設に、天竜川をはじめ深沢川、帶無川などの河川空間を取り込んだ水と緑のネットワークの形成や公共交通サービスの機能強化などをにらみつつ、その立地特性を活かした保健文化機能の強化や、農業その他の地場産業との機能連携をめざす。

## 【飯島都市計画区域】

### ① 山岳地域

雄大な景観をなす中央アルプスや与田切渓谷、天竜小渋水系県立自然公園内などの既存の観光資源等については、生物多様性の保全に留意しながら、人と自然、人と人が出会い、ふれあう緑の交流拠点あるいは環境学習等の場としての機能充実を図る。

### ② 里山地域

与田切川、中田切川、小渋川、四徳川などの河川空間を取り込んだ水と緑のネットワークの形成や公共交通サービスの機能強化をにらみつつ、その立地特性を活かした保養・学習機能の強化や、農業その他の地場産業との機能連携をめざす。更にそれを踏まえ、森林体験や環境学習の場、グリーンツーリズムの場、生物多様性の保全・再生の場などとして、自然と人が共生する多目的・多機能型森林地帯の形成を図る。

### h. 計画的な都市的土地区画整理事業に関する方針

人口減少が進む状況の中、限られた人口及び開発需要を市街地外から市街地内へと誘導することを目的として、農業等との健全な調和、段丘崖緑地、平地林、農用地、集落地等の景観の保全の観点を踏まえて、地域の土地利用状況に応じた容積率等の建築形態制限等の都市計画手法を運用していく。

また、新たな開発需要が見込まれる地区は、都市施設の整備状況を勘案しながら、関係機関と調整を図りつつ、特定用途制限地域や地区計画、建築協定等を活用した土地利用の適正な規制・誘導を図る。

人口増加・宅地面積増加が多い都市において、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案し、既存区域周辺に対する都市計画区域の範囲拡大など、運用可能な都市計画手法を整理・検討していく。

## 【伊那都市計画区域】

一般国道 153 号バイパス沿道部や中央自動車道伊那 IC 周辺部など、交通利便性に優れ都市的利用地へ移行しつつある地域又はその可能性が高い地域などについては、「農業振興地域の整備に関する法律」や既に実施されている農業関連施策などとの調整を図りつつ、土地利用はもとより景観面などからもみた地域にふさわしい良好な都市環境の維持・向上をめざす。

## 【駒ヶ根都市計画区域】

一般国道 153 号バイパス沿道部や中央自動車道駒ヶ根 IC 周辺部など、交通利便性に優れ都市的利用地へ移行しつつある地域又はその可能性が高い地域などについては、「農業振興地域の整備に関する法律」や既に実施されている農業関連施策などとの調整を図りつつ、土地利用はもとより景観面などからもみた地域にふさわしい都市環境の維持・向上をめざす。

## 【辰野都市計画区域】

一般国道 153 号をはじめとする幹線道路沿道部や中央自動車道伊北インターチェンジ周辺部など、交通利便性に優れ都市的利用地へ移行しつつある地域又はその可能性が高い地域などについては、「農業振興地域の整備に関する法律」や既に実施されている農業関連施策などとの調整を図りつつ、土地利用はもとより景観面などからもみた地域にふさわしい良好な都市環境の維持・向上をめざす。

### **【箕輪都市計画区域】**

一般国道 153 号バイパス沿道部や中央自動車道伊北 IC 周辺部など、交通利便性に優れ都市的利用地へ移行しつつある地域又はその可能性が高い地域などについては、「農業振興地域の整備に関する法律」や既に実施されている農業関連施策などとの調整を図りつつ、土地利用はもとより景観面や風紀の面などからもみた地域にふさわしい良好な都市環境の維持・向上をめざす。

### **【飯島都市計画区域】**

一般国道 153 号や伊南バイパス沿道部など、交通利便性に優れ都市的利用地へ移行しつつある地域又はその可能性が高い地域などについては、「農業振興地域の整備に関する法律」や既に実施されている農業関連施策などとの調整を図りつつ、土地利用はもとより景観の面などからもみた地域にふさわしい都市環境の維持・向上をめざす。

## **(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針**

### **① 交通施設の都市計画の決定の方針**

#### **a. 基本方針**

##### **ア. 交通体系の整備の方針**

中央自動車道が当地域の広域交流軸としての役割を担っている。これを踏まえ、南北方向の基幹を成す一般国道153号や、木曽圏域へ繋がる伊那木曽連絡道路をはじめとした圏域内外を結ぶ主要幹線道路と本圏域内を連絡するとともに市街地の形成を図る幹線道路で構成する道路網を整備することで連携強化を図る。

本圏域の南北方向には J R 飯田線があり、各駅の駅前広場やバスターミナル等については、交通結節点であると同時に、人と人との交流拠点としても捉えるとともに、脱炭素都市づくりや高齢社会に対応するため、公共交通機関の再編や利用促進を図る。

これら交通体系の連携強化により、鉄道駅周辺の圏域拠点等を中心に、歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりの実現を目指す。

長期未整備となっている都市計画道路については、今後の都市構造の形成に資する道路ネットワークのあり方や路線が有すべき機能、都市防災の観点、また整備の実現性や必要性など、総合的な観点から見直しを行い、必要度の高い路線から整備を推進する。

## **イ. 整備水準の目標**

### **1) 道路**

本圏域の都市計画道路は、88路線、約164kmが都市計画決定されており、令和4年3月末現在、改良済延長70.8km、概成済延長22.3km、計93.1km（計画延長に対し43.3%）の整備が行われている。今後は必要に応じて、都市計画道路の見直しを行い、計画的な道路の配置と整備を推進するとともに、道路環境の維持・充実を図る。

### **2) 駅前広場**

J R 中央本線辰野駅前は、都市計画道路の見直しと平行して、計画の見直しを行う。

### **3) 駐車場**

駐車需要の高い J R 飯田線駅周辺の市街地、商店街等での適正規模の駐車場確保をめざ

す。

**b. 主要な施設の配置の方針**

**ア. 道路**

長野県広域道路交通計画における広域道路ネットワーク計画の路線の他、主に圏域内の交通を担う道路として、2車線以上の主要地方道等を幹線道路に位置づける。

**イ. 公共交通**

JR飯田線、JR中央本線の利用促進を図るとともに、交通結節機能の維持、強化を図る。バス路線については、生活の足を支える路線バス等の維持、コミュニティバスの充実を図るとともに、安全・安心な地域公共交通の確保を図る。

**ウ. その他の施設**

効率的な交通体系の構築を目指し、主要な鉄道駅を対象に、駅前広場、駐車場、自転車駐車場、自転車走行空間の整備等を推進し、地域公共交通の利便性の向上を図る。

**【伊那都市計画区域】**

(駅前広場)

- JR飯田線伊那市駅駅前広場(伊那市)
- JR飯田線伊那北駅駅前広場(伊那市)

**【駒ヶ根都市計画区域】**

(駅前広場)

- JR飯田線伊那福岡駅駅前広場(駒ヶ根市)
- JR飯田線宮田駅駅前広場(宮田村)

**【飯島都市計画区域】**

(駅前広場)

- JR飯田線飯島駅駅前広場

(駐車場)

- JR飯田線飯島駅駅前広場駐車場

### c. 主要な施設の整備目標

#### ア. 道路

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

都市計画区域	名称
伊那	都市計画道路 3・3・1 環状北線 都市計画道路 3・3・2 環状南線 都市計画道路 3・3・3 2 伊那バイパス線 都市計画道路 3・3・3 4 伊駒アルプスロード線 都市計画道路 3・4・6 竜東線 都市計画道路 3・4・3 3 室町春日公園線 都市計画道路 3・5・2 3 北殿大泉線 一般国道 152 号 一般国道 361 号
駒ヶ根	都市計画道路 3・3・2 3 伊駒アルプスロード線 都市計画道路 3・5・6 辰見町栗沢赤穂線 都市計画道路 3・5・1 2 中割経塚線 都市計画道路 3・5・1 3 上穂北割線
辰野	主要地方道伊那辰野停車場線 都市計画道路 3・4・3 神戸宮所線
箕輪	都市計画道路 3・3・1 東部線 主要地方道伊那辰野停車場線
飯島	主要地方道伊那生田飯田線

### ② 下水道等及び河川の都市計画の整備の方針

#### a. 基本方針

#### ア. 下水道等及び河川の整備の方針

下水道等については、持続可能な生活排水対策に取り組む。下水道区域については、公共用区域の水質保全と生活環境の改善を図るために、用途地域外の一定規模の集落についても区域として定めるなどして下水道の普及を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、効率的で持続可能な事業運営を推進するための広域化・共同化、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。

一級河川については、適正な維持管理、災害時の迅速な対応及び水防活動等への協力等に努めるとともに、天竜川水系河川整備計画や伊那圏域河川整備計画に基づき治水能力の向上を図る。自然的環境が多く残されている河川では、特徴のある水辺空間や現状を極力損なわないように配慮した河川整備を行う。さらに、都市内河川においても、護岸の緑化等による自然的な河川環境・景観を創出し、人々に安らぎと憩いの場を与える河川の環境整備に努める。

治水対策に加え、河川流域全体の関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策

「流域治水プロジェクト」により、ハード・ソフト一体となった事前防災対策に取り組む。

## イ. 整備水準の目標

### 1) 下水道

下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を進める。
- ・安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。
- ・地震による被害を防止するため、終末処理場等の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。
- ・洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。
- ・局地的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。
- ・人口減少、施設の老朽化、担い手減少等の問題を解決するために、ハード・ソフト両面において広域化・共同化を検討する。
- ・脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導入などの対策を行う。
- ・持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活用に取り組む。

### 2) 净化槽等

人口減少の影響等を踏まえ、汚水処理システムの最適化を行った結果、集合処理ではなく浄化槽のような個別処理が適する場合は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るために、定められた水質基準及び構造基準を満たした浄化槽等の設置を促進する。設置後は、管理者に対し、浄化槽法に基づく保守点検、法定検査、清掃の徹底を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合や広域的・一体的な管理等により、効率的な管理運営を図る。

### 3) 河川

河川の整備水準の目標は次のとおりとする。

- ・河川整備は、これまでの河川改修、水害発生、河川利用の状況や河川環境の保全に配慮し、第4次長野県環境基本計画等との整合を図り、関連する他事業との整合が取れた河川整備を行う。
- ・沿川の人口、資産の集積状況、現況の流下能力、災害の発生状況などを考慮し、治水対策の緊急性の高い河川について、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。
- ・河川敷や堤防天端等は、沿川住民や自治体と連携を図りながら適正利用に努める。
- ・渇水時に流水が不足し、河川環境の悪化等が懸念される河川は、正常な機能の維持に

必要な流量確保を行う。

- ・河川改修では、多自然川づくりを基本とし、河川や周辺の自然環境を考慮し、河川環境の保全を図る。また、河川愛護団体の活動を支援し、住民参加による河川環境の保全を推進する。

#### b. 主要な施設の配置の方針

##### ア. 下水道等

本圏域には、既成市街地及びその周辺を中心とした区域に、市町村の公共下水道があり、それぞれ事業計画に示された配置に基づき整備を進める。公共下水道や農業集落排水施設による集合処理が適さない区域では、合併処理浄化槽の普及を図る。また、既存の農業集落排水施設は、下水道への統合の可否を検討する。

雨水については、近年の気候変動の状況等を踏まえ、必要に応じて排水区域や施設規模、配置の見直しを行う。

##### イ. 河川

本圏域には、天竜川水系に属する天竜川等の河川があり、天竜川水系河川整備計画、伊那圏域河川整備計画に基づき、計画的な河川整備を推進する。

河川の改修と併せて、洪水が発生した場合の被害を最小限に留めるため、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等の公表、雨量や河川水位等の情報提供を行う。

#### c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設等は、次のとおりとする。

##### 【下水道】

都市計画区域	名称
伊那	(汚水) ・伊那市公共下水道伊那処理区 ・伊那市公共関連特定環境保全公共下水道美篶処理区 ・伊那市公共関連特定環境保全公共下水道竜東北部処理区 ・伊那市特定環境保全公共下水道大萱処理区 ・伊那市特定環境保全公共下水道殿島処理区 ・伊那市特定環境保全公共下水道小出島処理区 ・伊那市公共下水道高遠処理区 ・伊那市公共関連特定環境保全公共下水道長藤処理区 ・南箕輪村公共下水道南箕輪中部処理区
駒ヶ根	(汚水) ・駒ヶ根市公共下水道駒ヶ根処理区 ・宮田村公共下水道宮田処理区
辰野	(汚水) ・辰野町公共下水道辰野処理区 ・辰野町公共関連特定環境保全公共下水道辰野処理区 ・辰野町公共関連特定環境保全公共下水道羽北処理区

箕輪	<p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箕輪町公共下水道箕輪処理区</li> <li>・箕輪町特定環境保全公共下水道北部処理区</li> </ul> <p>(雨水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箕輪町公共下水道箕輪処理区内の排水区</li> </ul>
飯島	<p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯島町公共下水道飯島処理区</li> <li>・飯島町公共下水道七久保処理区</li> <li>・中川村公共下水道片桐処理区</li> <li>・中川村公共下水道大草処理区</li> </ul>

改築関係事業を含む

### 【河川】

都市計画区域	名称
伊那	天竜川、大沢川
駒ヶ根	—
辰野	—
箕輪	—
飯島	—

### ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### a. 基本方針

ごみ処理施設は、地域住民等の合意形成のもとで環境負荷の低減に配慮されるとともに、土地利用や基盤整備に関する都市計画との整合が図られた適切な整備、維持及び管理を促進する。

伊那市、箕輪町、南箕輪村で都市計画決定している汚物処理施設「伊那中央衛生センター」は、稼働を開始した昭和 55 年から既に 40 年を経過し、旧耐震基準時に建設された施設で今後の耐震性が懸念されていることから、新たな施設の整備を進めていく。

#### b. 主要な施設の配置の方針

##### ア. ごみ処理施設

伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村で構成する上伊那広域連合により、平成 30 年度に上伊那クリーンセンターが整備された。今後はこの施設を運用しながら、計画的な施設の維持、管理を行う。

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

##### a. 基本方針

まちなか居住の推進や中心市街地及び鉄道駅周辺における都市機能の維持及び充実、都市施設の集約や再編など、良好な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、必要に応じて、市街地開発事業の実施について検討を行う。

また、既成市街地においては、土地の高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図るため、必要に応じて市街地開発事業の実施について検討を行う。

その他、開発指導要綱等により、乱開発を防ぎながら、良好な宅地供給の促進を図る。

### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

本圏域は、2つのアルプスをはじめとする山岳地域と天竜川に面して広大な広がりをなしている農業地域とにより、特徴的な自然的環境を有している。

これら自然的環境を形成する緑地や公園は、圏域あるいは各都市のなかで、環境保全機能をはじめ、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能等、立地特性や利用特性に応じた様々な役割を担っている。そのため、これらの自然的資源については、期待する機能ごとに系統化して捉え、特に市街地において、自然と共生する住みやすい市街地の形成に寄与するグリーンインフラとして効果的な活用する取組を推進することで、人と自然が共生する都市づくりを目指す。また、自然環境と調和した景観育成をめざし、景観行政団体への移行を進め、景観計画や条例に基づく建築物等の規制・誘導や景観地区の適用等、地域に応じた取組を推進する。

##### a. 緑地の確保目標水準

各都市計画区域の整備水準の目標は、次のとおりとする。

都市計画区域	水準
伊那	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市にうるおいややすらぎをもたらす緑の骨格的資源である森林地帯の保全・育成、公園緑地等の整備・保全を図る。</li><li>・市街地周辺に広がる田園地帯や森林地帯に入り組んだ田切地形に連なる集落地域等については、自然環境と一体的に捉えた環境整備を図る。</li><li>・天竜川や三峰川、大泉川などの主要な河川については、治水及び砂防機能にも十分留意しながら、親水性の向上に努める。</li></ul>
駒ヶ根	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市にうるおいややすらぎをもたらす緑の骨格的資源である森林帶の保全・育成、公園緑地等の整備・保全を図る。</li><li>・市街地周辺に広がる田園地帯や森林地帯に入り組んだ田切地形に連なる集落地域等については、自然環境と一体的に捉えた環境整備を図る。</li><li>・天竜川や太田切川などの主要な河川については、治水及び砂防機能にも十分留意しながら親水性の向上に努める。</li></ul>
辰野	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市にうるおいややすらぎをもたらす緑の骨格的資源である森林地帯の保全・育成、公園緑地等の整備・保全を図る。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地周辺に広がる田園地帯や森林地帯に入り組んだ地形に連なる集落地域等については、自然環境と一体的に捉えた環境整備を図る。</li> <li>天竜川や横川川、小横川川などの主要な河川については、治水及び砂防機能にも十分留意しながら、親水性の向上に努める。</li> </ul>
箕輪	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市にうるおいややすらぎをもたらす緑の骨格的資源である森林地帯の保全・育成、公園緑地等の整備・保全を図る。</li> <li>市街地周辺に広がる田園地帯や森林地帯に入り組んだ田切地形に連なる集落地域等については、自然環境と一体的に捉えた環境整備を図る。</li> <li>天竜川や沢川、深沢川などの主要な河川については、治水及び砂防機能にも十分留意しながら親水性の向上に努める。</li> </ul>
飯島	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市にうるおいややすらぎをもたらす緑の骨格的資源である森林地帯の保全・育成、公園緑地等の整備・保全を図る。</li> <li>市街地周辺に広がる田園地帯や森林地帯に入り組んだ田切地形に連なる集落地域等については、自然環境と一体的に捉える環境整備を図る。</li> <li>天竜川や与田切川、中田切川、小渋川などの主要な河川については、治水及び砂防機能にも十分留意しながら親水性の向上に努める。</li> </ul>

#### b. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

本圏域の都市計画公園は、38箇所（面積216.92ha）が都市計画決定されており、令和4年3月現在、38箇所（面積180.96ha）が開設済みとなっている。また都市計画決定されていない公園は42箇所（面積102.49ha）である。都市公園全体では80箇所（面積283.45ha）が開設されており、一人当たりの公園面積は16.29m<sup>2</sup>/人となっている。長野県都市公園条例においては住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が10m<sup>2</sup>/人以上と定められている。本圏域では条例で定める標準を目標とする。

なお、今後の人口減少社会において一人当たりの公園面積はさらに増加することとなるが、それと同時に一人当たり維持管理コストの増加なども懸念されることから、将来人口を見据え計画的に都市公園の保全に努める。

都市計画区域	水準
伊那	<p><b>【都市計画区域内人口一人あたり面積】</b>            令和4年3月末：12.87 m<sup>2</sup>/人            目標年：令和4年3月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は 10 m<sup>2</sup>/人以上）</p>
駒ヶ根	<p><b>【都市計画区域内人口一人あたり面積】</b>            令和4年3月末：19.46 m<sup>2</sup>/人            目標年：令和4年3月末同程度（長野県都市公園条例の標準は 10 m<sup>2</sup>/人以上）</p>
辰野	<p><b>【都市計画区域内人口一人あたり面積】</b>            令和4年3月末：23.48 m<sup>2</sup>/人            目標年：令和4年3月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は 10 m<sup>2</sup>/人以上）</p>

箕輪	<p><b>【都市計画区域内人口一人あたり面積】</b></p> <p>令和4年3月末：4.53 m<sup>2</sup>／人</p> <p>目標年：10 m<sup>2</sup>／人以上（長野県都市公園条例での標準）</p>
飯島	<p><b>【都市計画区域内人口一人あたり面積】</b></p> <p>令和4年3月末：40.76 m<sup>2</sup>／人以上</p> <p>目標年：令和4年3月末と同程度（長野県都市公園条例の標準は10 m<sup>2</sup>／人）</p>

## ② 主要な緑地の配置の方針

### a. 環境保全系統の配置方針

本圏域外縁の森林地帯は、伊那谷らしさを象徴する骨格的緑地として位置づけ、動植物の生息・生育地や都市的活動による環境負荷を軽減する場等、その存在機能を将来的にも保持・継承すべく、保全に努める。

天竜川をはじめとする主要な河川及びその周辺は、都市にうるおいと安らぎをもたらす水と緑の環境軸として位置づけ、緑の拠点等を効果的に連携するネットワークの形成に努める。

集落内の屋敷林や段丘崖緑地及び農業地帯は、森林地帯とともに伊那谷らしさを象徴する自然的環境地帯として位置づけ、耕作放棄地等の有効利活用を含め、その保全・多機能化を図る。

### b. レクリエーション系統の配置方針

身近なレクリエーション施設である既存公園の適正な維持管理及び、土地利用形態に合わせた都市公園等の整備を図り、子供の遊び場、高齢者をはじめとした住民の身近な運動及び休養の場を確保する。

### c. 防災系統の配置方針

市地震及び火災時の避難地として、公園の活用を図るとともに、河川緑地等の大規模な緑地にも避難地としての機能を持たせ、その整備と保全を図る。

都市的災害を含めた総合防災の観点から、避難地、避難路を確保するための防災機能を有する公園・広場、地域防災センターなどの整備を図る。

### d. 景観系統の配置方針

雄大な景観を有する森林地帯は、本都市及び上伊那圏域の骨格的な景観資源であることから、レクリエーション機能や防災機能等も勘案しながら、地域性豊かな自然景観の保全に努める。

農業地域は、森林地域や里山地域とともに、古くより受け継がれてきた地域を象徴する景観であることから、観光・レクリエーション機能の導入等による多機能化と調整を図りながら、郷土的景観の保全に努める。

河川については、自然環境に配慮した改修事業等により、親水性の確保と同時に、周辺環境・景観との調和に努める。

市街地等については、緑化協定や景観育成住民協定等の締結を視野に入れつつ、都市公園や道路緑化等を活かしながら、周辺環境と調和したうるおいのある街並み景観の育成・保全に努める。

### ③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

#### a. 公園緑地等の整備方針

公園緑地等の整備方針として、都市公園施設の適切な維持管理による保全に努め、安心安全な公園運営を図るとともに、公園が持つ住環境の質的向上や、地域の賑わいの拠点など多様なストック効果を十分発揮できるよう整備促進を図る。

また、未供用の都市計画公園区域については、現状での人口分布や当該公園に求められるニーズを捉え、必要に応じて都市計画公園の未供用区域の見直しを行う。

#### b. 緑地保全地域等の指定方針

良好な自然環境の保全等を図るため、緑地保全地域等の指定を次のとおりとする。

都市計画区域	地区名・面積
伊那	市街地内や集落地内等における屋敷林、鎮守の森・境内林・段丘崖緑地等については、都市計画法に基づく風致地区等の指定を検討する。田園地帯に入り組んだ良好な景観を有する平地林等については、緑地保全地域等の指定を検討する。
駒ヶ根	
辰野	
箕輪	
飯島	

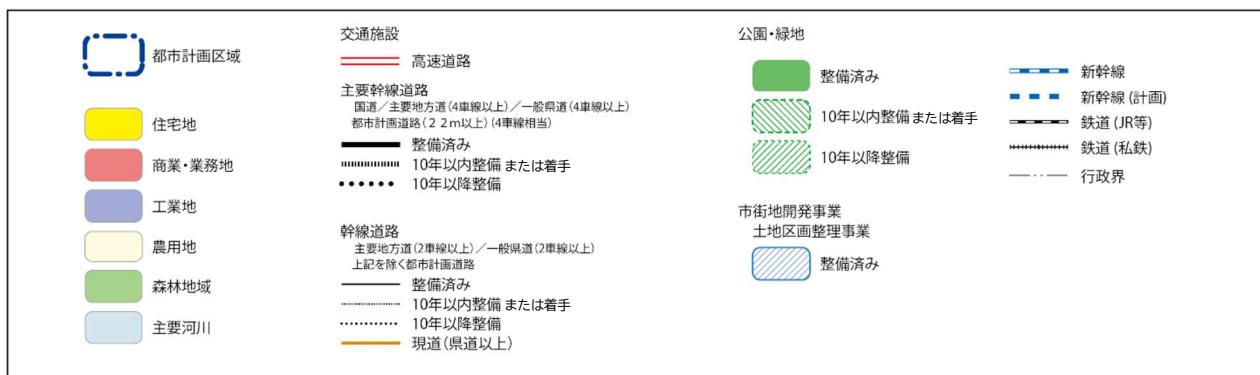
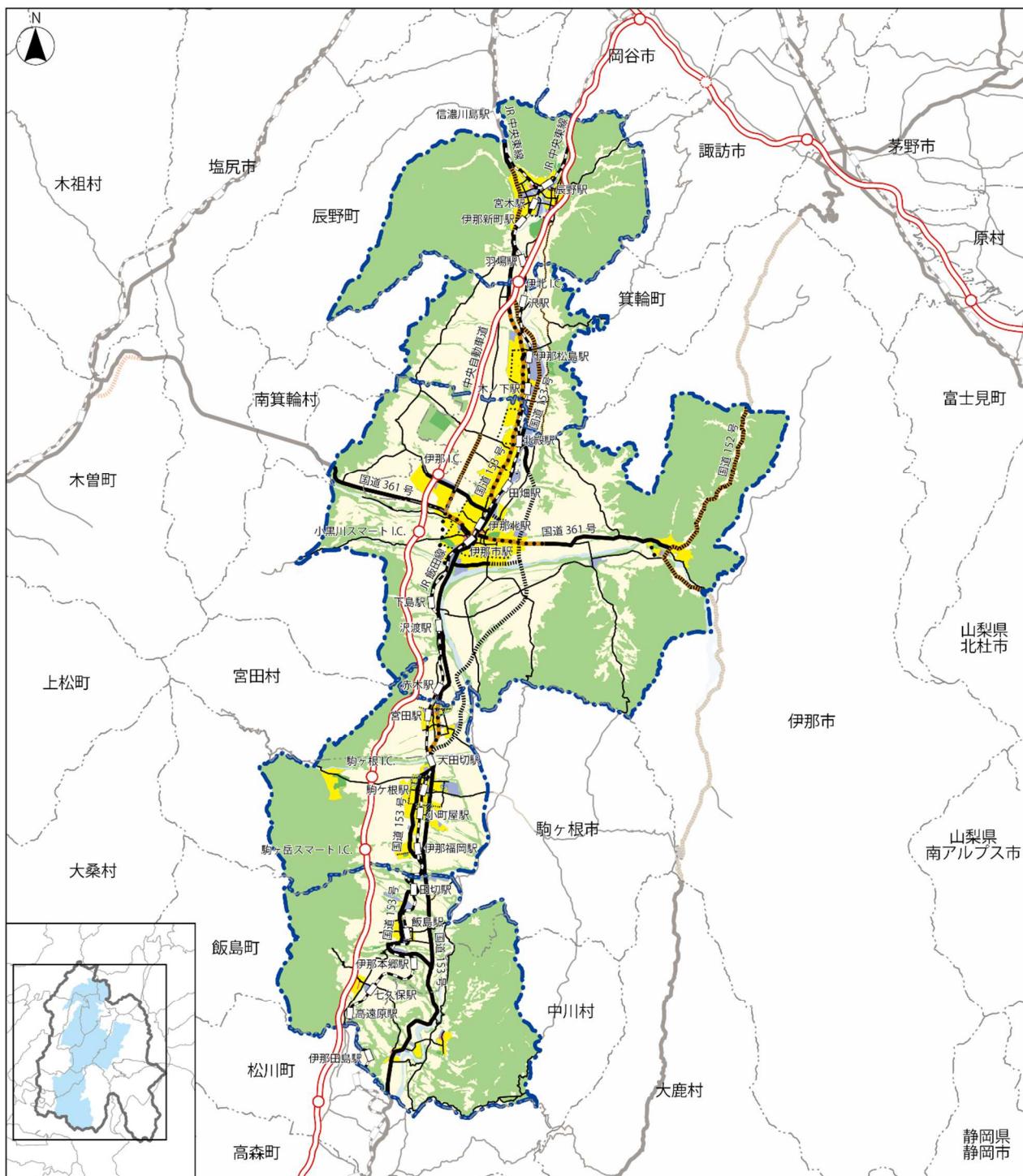
### ④ 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備または着手することを予定する公園等の公共空地は、次のとおりとする。

都市計画区域	施設
伊那	—
駒ヶ根	—
辰野	—
箕輪	—
飯島	—

## 都市計画区域マスタープラン都市施設等配置図 上伊那圏域(伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村)

附圖



# 変更理由書

## 1 変更の経緯

今回変更する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスター プラン）」は、平成 12 年都市計画法改正によりすべての都市計画区域毎に定めることになったため、上伊那圏域においては、伊那、駒ヶ根、辰野、箕輪、飯島都市計画区域ごとに、平成 16 年 3 月に都市計画決定し、その後第 1 回の変更を平成 24 年 3 月に行ってきました。

なお、既決定の都市計画区域マスター プランについては、都市施設などの整備目標の目標年次とした平成 32 年を経過していることから、今回見直しを行うこととしました。

(表) 各都市計画区域の決定状況

都市計画区域名	当初 区域指定	最終 区域指定	都市計画 区域面積	整備、開発及 び保全の方針
伊那	昭 9. 12. 13	平 6. 8. 29	20, 342ha	平 24. 3. 15
駒ヶ根	昭 9. 11. 17	昭 50. 3. 27	6, 642ha	平 24. 3. 15
辰野	昭 25. 6. 23	昭 25. 6. 23	7, 687ha	平 24. 3. 15
箕輪	昭 34. 10. 6	平 6. 8. 29	4, 213ha	平 24. 3. 15
飯島	昭 50. 3. 27	昭 50. 3. 27	9, 550ha	平 24. 3. 15

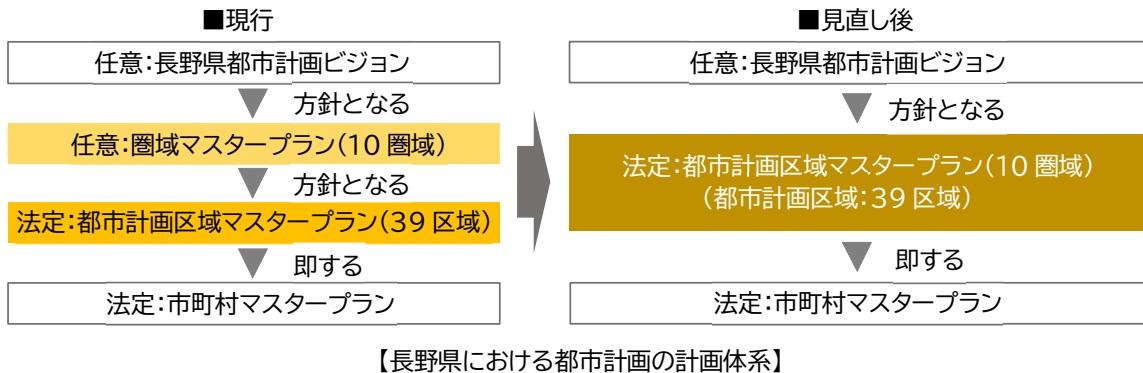
## 2 変更する背景

本県の都市計画区域が実態の県民生活・行動圏域からすると狭域であることや広大な県土をもつ長野県が持続的な発展をするためには都市と農村、山村が共生しあうことが必要と考え、任意計画として長期的視野に立ち、県土又は圏域（生活圏に近い 10 圏域）全体を見据え、生活の場としての都市圏全体の都市計画（都市づくり）に関する理念や目標像を定めた「長野県都市計画ビジョン」と「圏域マスター プラン」を都市計画区域マスター プランの上位計画と定めました

その後、「長野県都市計画ビジョン」は 20 年後を見据えて策定したものの、策定後 10 年以上を経過し、その間に都市づくりに大きな影響を及ぼす事象（東日本大震災、市町村合併の進展、総人口の減少など）や世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえて平成 31 年 3 月に必要な改訂を行いました。

この中で、本ビジョンが目標に掲げる圏域や圏域間のより広域的な連携による都市づくりが必要不可欠であり、このためには県民の実質的な生活圏を法定

計画に定める必要があること、また、県が広域的課題の調整を強化するうえで、国の技術的な助言である「都市計画運用指針」において、複数の都市計画区域で広域マスタープランを策定し、共通する部分と各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成とするなどの方向性が示されていることから、今回、「都市計画ビジョン」の方針を踏まえ、既計画である「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承し、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランとする方針とし、今回変更するものです。



### 3 上伊那圏域マスタープランの概要

上伊那圏域においては、中央アルプス・南アルプス等の山岳地帯や、豊富な水量をたたえる天竜川・三峰川などの貴重な自然環境に恵まれており、これらの自然環境は、上伊那圏域を特徴づける地域資産となっています。また、市街地は、JR飯田線と一般国道153号の沿線を中心に形成され、特にJR飯田線駅周辺において都市機能が集積した多極構造となっているため、これらの自然環境や都市構造等をふまえると、一体的な都市圏として上伊那圏域全体の将来を見据えた広域的な観点からの見直しが必要となっています。

また、天竜川流域内の住民・市町村同士が、河川軸により派生的につながり互いに影響し合う領域への意識を高め、水と緑を基軸に有機的な連携を深めることによって、流域の文化・景観を継承・育成できる都市づくりを目指す必要があります。

こうしたことから、上伊那圏域の今後あるべき都市のすがたに対しての方針を定め、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、圏域単位とする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定するものです。

## 都市計画の策定の経緯の概要

上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

事　　項	時　　期	備　　考
地元説明会	令和4年12月4日（日）	伊那合同庁舎
関東地方整備局長事前協議	令和4年12月23日（金）	
市町村意見聴取 (都市計画法第18条第1項)	令和5年1月23日（月）	
公聴会開催の公告	令和5年1月5日（木）	県報、市町村広報誌、県ホームページ
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	令和5年1月29日（日）	公述人なしにつき中止
関東地方整備局長事前協議回答	令和5年2月7日（火）	
計画案の公告 (都市計画法第17条第1項)	令和5年2月16日（木）	県報、市町村広報誌、県ホームページ
計画案の縦覧 (都市計画法第17条第1項)	令和5年2月17日（金）～ 3月2日（木）まで 14日間	意見書提出なし
市町村意見聴取回答	令和5年1月30日（月）	中川村
	令和5年2月2日（木）	駒ヶ根市
	令和5年2月7日（火）	伊那市
	令和5年2月14日（火）	辰野町
	令和5年2月17日（金）	南箕輪村
	令和5年2月28日（火）	宮田村
	令和5年2月28日（火）	飯島町
	令和5年3月1日（水）	箕輪町
長野県都市計画審議会 (都市計画法第18条第1項)	令和5年3月27日（月）	
国土交通大臣協議 (都市計画法第18条第3項)	令和5年4月上旬	(以下予定)
国土交通大臣協議回答	令和5年5月中旬	
決定告示 (都市計画法第20条第1項)	令和5年5月下旬	

# 上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ～おおむね20年間のまちづくりの目標～

資料4-1

## 伊那谷らしさを未来へ～自然・生活・産業が調和した広域連携による快適生活圏づくり～

計画書 P1

### 都市づくりの目標

計画書 P2-3

#### 目標1 豊かな自然と都市の利便性が共存するコンパクトなまちづくり

- JR飯田線、一般国道153号沿線に都市機能が集積する多極構造を基本として、伊那谷の自然環境・景観を大切に、圏域内の各市町村が連携しながら、各拠点の都市機能を維持、充実を図るとともに、拠点間、拠点とその周辺地域を結ぶ公共交通及び道路のネットワークを強化する。
- 拠点周辺では、超高齢化社会にも対応した「歩いて暮らせる」環境を実現することにより、まちなか居住を促進し、脱炭素の環境に配慮したコンパクトな市街地の形成を目指す。

#### 目標2 伊那谷の雄大な自然環境と美しい田園風景等の保全と集落のコミュニティの維持

- 市街地の周辺から山裾にかけて広がる優良農地を保全するとともに、田園地帯における集落地は安全で快適な生活環境を形成し、コミュニティの維持を図る。
- 南アルプス、中央アルプスを展望できる雄大な山岳景観や市街地や集落の景観の保全、育成を図るとともに、市町村の連携のもと複数の行政区域にわたる広域的な景観の育成を図る。

### 区域区分の決定の有無

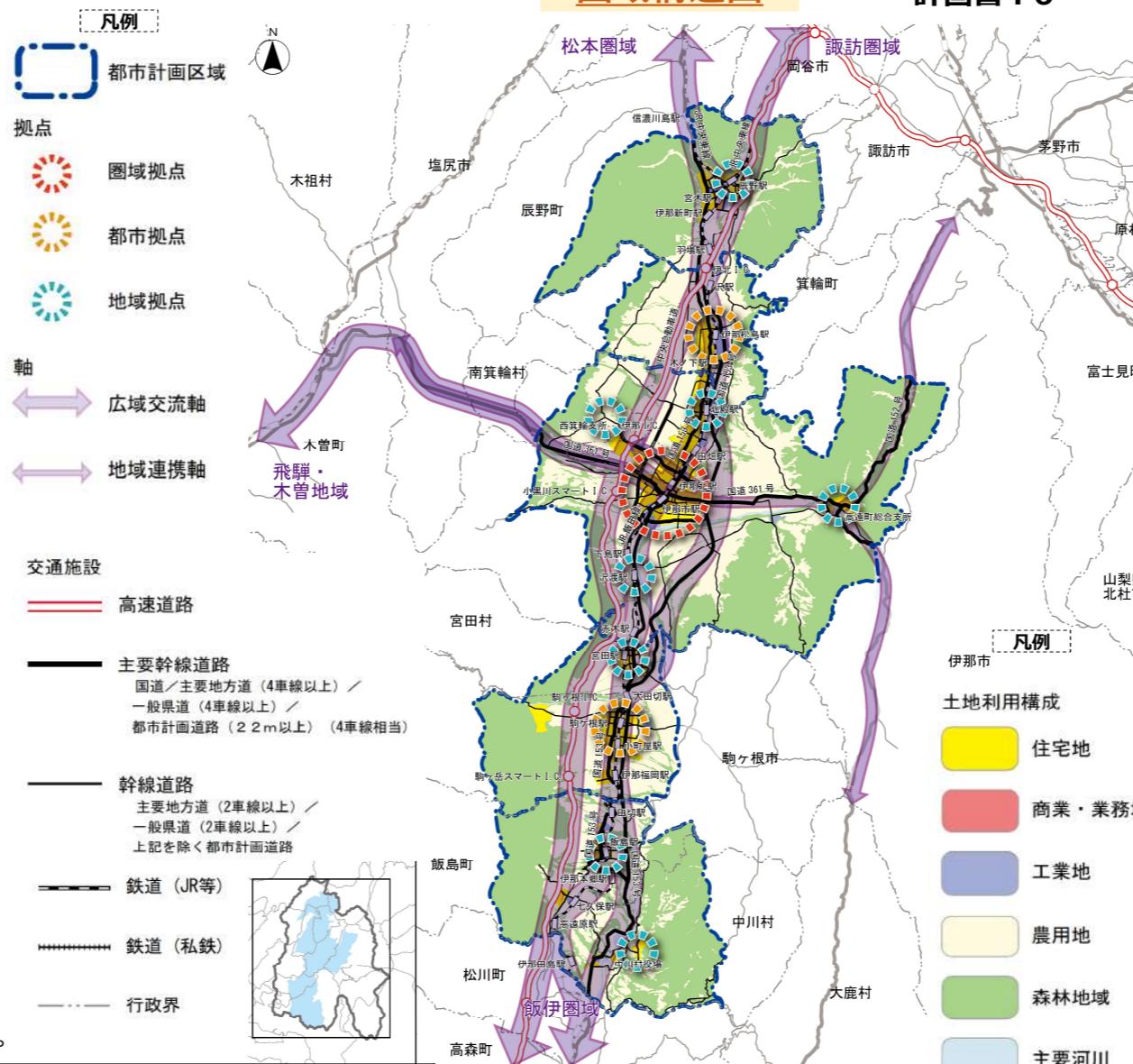
計画書 P7-10

本圏域の都市計画区域におけるおおむねの将来人口を次のとおり想定する。

	平成27年 (基準年)					令和12年 (目標年)				
	伊那	駒ヶ根	辰野	箕輪	飯島	伊那	駒ヶ根	辰野	箕輪	飯島
都市計画区域内人口	80.5 千人	37.2 千人	16.8 千人	25.2 千人	14.4 千人	おおむね 72.3 千人	おおむね 33.5 千人	おおむね 13.6 千人	おおむね 21.7 千人	おおむね 11.9 千人

### 圏域構造図

計画書 P6



目標年次

都市計画の基本的な方向：令和22年

都市施設などの整備目標：令和12年(中間年 令和7年)

#### 目標3 災害に強いしなやかな圏域の形成

- 既成市街地やまとまった集落におけるインフラを整備する。
- 災害のリスクや避難に関する周知や貯留施設の普及等の流域治水プロジェクト、長野県流域治水推進計画を推進することにより、災害に強い市街地を目指す。

#### 目標4 リニア中央新幹線との連携と生活・産業・観光を支える交通体系の強化

- 圏域内の拠点間を繋ぐ道路ネットワークを維持、強化する。
- 既存の鉄道及びバスの利用性を高める。
- 駅や交流拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりを念頭に利便性や回遊性の向上を図る。

本圏域の拠点及び軸を次の通り設定する。

計画書 P4-5

拠点	圏域拠点	伊那市駅・伊那北駅周辺
	都市拠点	駒ヶ根駅・小町屋駅周辺、伊那松島駅周辺
地域拠点	辰野駅周辺、北殿駅・南箕輪村役場周辺 西箕輪支所周辺、高遠町総合支所周辺 沢渡駅周辺、宮田村役場・宮田駅周辺 飯島駅周辺、中川村役場周辺	
軸	鉄道：JR飯田線 JR中央本線 高規格道路：中央自動車道 伊那木曽連絡道路 一般広域道路：一般国道153号	
地域連携軸	その他主要な道路：一般国道152号、361号 主要地方道線伊那インター線	

(道路：長野県広域道路交通計画（令和3年3月）広域道路ネットワーク計画の路線)

### 伊那都市計画区域

### 駒ヶ根都市計画区域

### 辰野都市計画区域

### 箕輪都市計画区域

### 飯島都市計画区域

県下同一基準による定量的な評価より、用途地域外の人口増加率が用途地域内を上回り、「市街地外への宅地の拡散抑制の必要性」が高く、**区域区分の必要性**がやや高い。

しかし、「伊那市開発行為の調整に関する条例」や「南箕輪村環境の保全に関する条例」等により計画的な土地利用の規制・誘導を行っており、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

県下同一基準による定量的な評価より、都市的都市利用率が県平均よりも高く、行政区域人口が減少しており、「市街地拡大の可能性」は低いこと等から、**区域区分の必要性は低い**。

また、「駒ヶ根市環境保全条例」や「宮田村環境保全条例」等により土地利用の規制・誘導を行っており、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

県下同一基準による定量的な評価より、用途地域外の人口増加率が用途地域外を上回り、「市街地拡大の可能性」は低いこと等から、**区域区分の必要性は低い**。

また、「辰野町環境基本条例」等により土地利用の規制・誘導を行っており、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

県下同一基準による定量的な評価より、用途地域外の人口増加率が用途地域内を上回り、「市街地外への宅地の拡散抑制の必要性」が高く、**区域区分の必要性**がやや高い。

しかし、「箕輪町環境保全条例」等により計画的な土地利用の規制・誘導を行っており、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

県下同一基準による定量的な評価より、用途地域内の人団増加率が用途地域外を上回り、「市街地拡大の可能性」は低いこと等から、**区域区分の必要性は低い**。

また、「飯島町自然環境保護条例」等により土地利用の規制・誘導を行っており、急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられる。

よって、**区域区分は行わないものとする。**

# 主要な都市計画の決定の方針

## 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

計画書 P11-18

### 【伊那都市計画区域】

- 圏域拠点に位置付けた伊那市駅・伊那北駅周辺は、商業業務機能の集積と魅力ある商店街の形成を図る。
- 田園地帯と接する外縁部は、周辺景観と調和した自然環境と共生する低層住宅地の形成を図る。

### 【駒ヶ根都市計画区域】

- 都市拠点に位置付けた駒ヶ根駅・小町屋駅周辺は、商業業務系施設や文化施設等の集積を図る。
- 田園地帯に点在する既存集落は、農業関連施策等と調整を図りつつ、新たな宅地需要への対応を図る。

### 【辰野都市計画区域】

- 地域拠点に位置付けた辰野駅周辺は、日常的な利便性を有する商業地として商業業務機能を維持・充実する。
- 社寺林や屋敷林等、宿場町の面影を残す集落は、地域環境の保全を原則とし、良好な集落環境の形成を図る。

### 【箕輪都市計画区域】

- 都市拠点に位置付けた伊那松島駅周辺は、商業業務系施設や文化施設等の集積を図る。
- 田園地帯に点在する既存集落は、農業関連施設等との調整を図りつつ、新たな住宅需要への対応を図る。

### 【飯島都市計画区域】

- 地域拠点に位置付けた飯島駅周辺は、商業業務施設等の都市機能施設の立地、交流拠点の機能維持に努める。
- 田園地帯に点在する既存集落は、農業関連施設等との調整を図りつつ、居住環境の改善・向上に努める。

## 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

計画書 P18-23

- 一般国道153号や伊那木曽連絡道路をはじめとした圏域内外を結ぶ主要幹線道路と本圏域内を連絡するとともに市街地の形成を図る幹線道路で構成する道路網を整備することで連携強化を図る。
- 公共交通機関の再編や利用促進を図り、鉄道駅周辺の圏域拠点等を中心に、歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりの実現を目指す。

### 【おおむね10年以内に整備または着手することを予定する主な施設（道路）】

都市計画区域	名称
伊那	都市計画道路3・3・1環状北線
	都市計画道路3・3・2環状南線
	都市計画道路3・3・3伊那バイパス線
	都市計画道路3・3・34伊駒アルプスロード線
	都市計画道路3・4・6竜東線
	都市計画道路3・4・3室町春日公園線
	都市計画道路3・5・23北殿大泉線
	一般国道152号
	一般国道361号

都市計画区域	名称
駒ヶ根	都市計画道路3・3・23伊駒アルプスロード線
	都市計画道路3・5・6辰見町栗沢赤穂線
	都市計画道路3・5・12中割経塚線
	都市計画道路3・5・13上穂北割線
辰野	主要地方道伊那辰野停車場線
	都市計画道路3・4・3神戸宮所線
箕輪	都市計画道路3・3・1東部線
	主要地方道伊那辰野停車場線
飯島	主要地方道伊那生田飯田線

## 3 市街地開発事業の決定の方針

計画書 P24

- 既成市街地においては、土地の高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図るために、必要に応じて市街地開発事業の実施について検討する。

## 4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

計画書 P24-27

- 2つのアルプスをはじめとする山岳地域と天竜川に面して広大な広がりをなしている農業地域により、特徴的な自然的環境を有しており、このような恵まれた自然環境の保全を図るとともに、市街地においては、自然と共生する住みやすい市街地形成に向けてグリーンインフラの活用を推進する。

【おおむね10年以内に整備または着手することを予定する公園等の公共空地】 -

## 都市施設等配置図

計画書 P28

